

○和泉市地域包括支援センター運営協議会規則

平成24年7月18日
規則第64号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市附属機関に関する条例(昭和32年和泉市条例第43号)第2条の規定に基づき、和泉市地域包括支援センター運営協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担回事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく地域包括支援センター(以下「センター」という。)の設置、選定及び変更に関する事。
- (2) センターの運営及び評価に関する事。
- (3) 地域資源の把握、ネットワークの形成に関する事。
- (4) センターの職員確保等に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護保険サービス事業者(居宅介護支援事業者含む。)の代表者
- (2) 介護保険にかかわる職能団体の代表者
- (3) 利用者及び被保険者(第2号被保険者を含む。)の代表者
- (4) 介護保険サービス以外の地域資源にかかわる者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選任されていない場合その他会長が招集できない場合は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(協議会の招集の特例)

第7条 会長は、災害その他の理由により協議会を招集することができない場合においては、前条の規定にかかわらず、書面その他の方法により議事を行うことができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項中「出席委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(令2規則56・追加)

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(令2規則56・旧第7条繰下)

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、高齢支援担当部署において処理する。

(令2規則56・旧第8条繰下)

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

(令2規則56・旧第9条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年規則第56号)

この規則は、公布の日から施行する。